県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

告　示
・事業の認定（用地課）…… 1
・基本測量の実施の通知（道路管理課）…… 2
・港湾隣接地域の指定の変更（港湾課）…… 2
教育委員会事項
・沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認…… 3
防災会議事項
・沖縄県地域防災計画の修正要旨…… 4

告　　示

沖縄県告示第55号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成20年２月12日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

1　起業者の名称　北中城村
2　事業の種類　渡口公民館建設事業
3　起業地
(1) 収用の部分　北中城村字渡口渡口原地内
(2) 使用の部分　なし
4　事業の認定をした理由
(1) 法第20条第１号の要件への適合性について
渡口公民館建設事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である北中城村が事業主体となって、公民館を建替えするもので、法第３条第22号に該当する事業である。
したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると認められる。
(2) 法第20条第２号の要件への適合性について
本件事業の起業者である北中城村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に定める公の施設を設置する機能を有する主体である。また、必要な用地取得費及び事業費について財政措置が講じられている。
したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると認められる。
(3) 法第20条第３号の要件への適合性について
ア　事業の施行により得られる公共の利益について
北中城村渡口地区にある公民館は、昭和40年に建築され、築42年を経過し老朽化が激しく、コンクリート破片が落下するなど危険な状態であり、地域活動に支障をきたしている状況にある。
本件事業は、このような状況を改善するため、公民館施設の建替えを行うもので、地区事業の充実、地域の活性化を目的で施行されるものである。
よって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。
イ　事業の施行によって失われる利益について

本件事業は、地域住民からの要望により公民館の建替えを行うものであり、現公民館の敷地を利用することから、失われる利益は軽微であると認められる。

ウ　比較衡量

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第３号の要件を充足すると認められる。

(4) 法第20条第４号の要件への適合性について

ア　事業を早期に施行する必要性

本件事業については、北中城村第３次総合計画「前期基本計画」に位置づけられており、老朽化が激しく危険度が高い同地区公民館は、地域住民が安心して使用できず、早急に改善すべきとの要望があることから、事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ　起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、建築基準法の建坪率を満たすために必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第４号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて満たしているので、事業の認定を行うものである。

５　起業地を表示する図面の縦覧場所　北中城村教育委員会生涯学習課（北中城村立中央公民館内）

沖縄県告示第56号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第１項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年２月12日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　基本測量を実施する地域　うるま市（津堅島）及び南城市（久高島）

２　基本測量を実施する期間　平成20年２月18日から同月29日まで

３　作業種類　基本測量（ジオイド測量）

沖縄県告示第57号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第１項の規定により、昭和57年１月25日付け沖縄県公報定期第1006号で公告した運天港港湾隣接地域の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

平成20年２月12日

運天港港湾管理者　沖縄県

代表者　沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

１　港湾名及び地区名　運天港屋我（Ｉ）地区

２　指定地域

変更前	変更後
基点１から220度に引いた線、基点１から基点５までの各点を順次直線で結んだ線、基点５から190	基点１と基点１から224度36分31秒に引いた線と水際線が交差する点を結ぶ線、基点１から基点

度に引いた線及び水際線により囲まれた陸域 基点１　北緯26度38分40秒618、東経128度02分04秒645の地点 基点２　基点１から316度181メートルの地点 基点３　基点２から305度164メートルの地点 基点４　基点３から287度91メートルの地点 基点５　基点４から272度128メートルの地点	13までを順次直線で結んだ線、基点13と基点13から247度09分41秒に引いた線と水際線が交差する点を結ぶ線及び水際線により囲まれた陸域 基点１　四等三角点（島34）屋我（北緯26度39分09秒5511、東経128度01分38秒0060）から131度56分24秒768.66メートルの地点 基点２　基点１から322度48分11秒26.91メートルの地点 基点３　基点２から316度41分45秒58.95メートルの地点 基点４　基点３から303度34分43秒16.68メートルの地点 基点５　基点４から318度23分30秒106.63メートルの地点 基点６　基点５から310度25分10秒66.17メートルの地点 基点７　基点６から305度01分27秒115.51メートルの地点 基点８　基点７から285度02分13秒96.23メートルの地点 基点９　基点８から261度39分30秒22.59メートルの地点 基点10　基点９から233度37分39秒17.33メートルの地点 基点11　基点10から265度40分43秒57.85メートルの地点 基点12　基点11から295度18分05秒19.21メートルの地点 基点13　基点12から336度10分24秒17.99メートルの地点

３　変更年月日　平成20年２月12日

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第２号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第５項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成20年２月12日

沖縄県教育委員会
委員長　伊　元　正　一

１　施設の名称　沖縄県立博物館・美術館
２　指定管理者
文化の杜共同企業体
代表者　那覇市おもろまち１丁目３番31号　株式会社沖縄文化の杜
那覇市おもろまち１丁目３番31号　株式会社沖縄タイムス社
浦添市勢理客三丁目９番11号　株式会社国際ビル産業

３　観覧料を承認した期間　平成20年２月13日から同年３月９日まで
４　観覧料の額
企画展　「新収蔵品展－平成17・18年度収蔵資料－」

区　　分		観覧料の額（１人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	200円	160円
	大学生及び高校生	130円	100円
	中学生及び小学生	80円	60円

備考
１　「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
２　「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
３　「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
４　「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

防　災　会　議　事　項

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第１項の規定により、沖縄県地域防災計画を修正した。その要旨は、次のとおりである。
なお、修正後の沖縄県地域防災計画の全文は、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県行政情報センターにおいて閲覧に供する。
平成20年２月12日

沖縄県防災会議会長
沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県地域防災計画の修正要旨
１　今後発生が予想される災害に対応するため、原子力災害予防計画及び原子力災害復旧対策の項目を新設するとともに、土砂災害予防計画に関する記述の追加を行った。
２　災害時における高齢者、障害者等の災害時要援護者の安全に配慮するため、災害時要援護者安全確保体制整備計画等の項目において関係事項の修正を行った。
３　災害時における住民の安全を確保するため、避難計画の項目において避難勧告等の発令の具体的判断基準の追加を行った。
４　地震災害に対する住民の安全を確保するため、地震に強いまちづくりのための計画等の項目において関係事項の修正を行った。
５　防災関係機関の組織改革に伴い、組織の名称、業務内容等の関係事項の修正を行った。
６　その他実態に即した関係資料の数値等の修正を行った。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098－866－2074

印刷所　株式会社　国際印刷
〒901-0147　那覇市宮城１丁目13番９号
販売所　株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503
那覇市久茂地１丁目１番１号・デパートリウボウ内１Ｆ
購読料　１部１箇月 1,800円